

堺市公報 第352号	令和7年2月28日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<規則>

○堺市財産規則の一部を改正する規則

【財政局財政部財産活用課】…………… 2

<告示>

○令和7年度の固定資産税に関する土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

【財政局税務部税務運営課】…………… 4

○土壤汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について

【環境局環境保全部環境対策課】…………… 5

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定について

【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】…………… 6

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定について

【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】…………… 7

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定について

【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】…………… 9

○介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定について

【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】…………… 9

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について

【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】…………… 10

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定について

【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】…………… 11

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について

【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】…………… 12

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定

相談支援の事業の廃止について

【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】…………… 12

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定について

【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】…………… 13

○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定について

【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】…………… 14

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項に基づき指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新について

【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】…………… 14

○建築基準法第7条の3第1項第2号の規定に基づく中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定について

【建築都市局開発調整部建築安全課】…………… 17

○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について

【建設局土木部路政課】…………… 19

<公告>

○建築基準法第71条の規定に基づく公告

【建築都市局開発調整部建築安全課】…………… 20

規 則

堺市財産規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年2月28日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第5号

堺市財産規則の一部を改正する規則

堺市財産規則（昭和39年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「室並びに」を「室、」に改め、「区役所」の次に「、消防局並びに会計室」を加え、同条第5号中「事務局長」の次に「（教育委員会にあっては、教育次長）」を加える。

第12条第2項中「行い、」の次に「又は」を加える。

第14条第2項中「公有財産引継書（様式第1号）」を「財政局長が定める様式」に改める。

第48条第1項中「直ちに公有財産滅失損傷報告書（様式第11号）に關係書類を添えて、」を「財政局長が定める様式により直ちに」に改める。

第49条中「ときは、」の次に「財政局長が定める様式により」を加える。

第50条を次のように改める。

第50条 削除

第55条第1項中「物品調達伺書（様式第17号）により」を「物品調達伺の決裁を得た上で」に改め、同条第2項中「決定通知書（様式第18号）により」を「その旨を」に改める。

様式目次1の項を次のように改める。

1	削除			
---	----	--	--	--

様式目次11の項を次のように改める。

11	削除			
----	----	--	--	--

様式目次14の項を次のように改める。

14	削除			
----	----	--	--	--

様式目次17の項及び18の項を次のように改める。

17	削除			
18	削除			

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 削除

様式第2号の2中

「

物件の 所管課	
------------	--

を

」

「

物件の 所管課	
------------	--

（教示）

- この処分に不服がある場合は、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間（この処分があった日から1年を超えることができません。）に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合は、この許可書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内の間（この処分があった日から1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

に

」

改める。

様式第11号を次のように改める。

様式第11号 削除

様式第14号を次のように改める。

様式第14号 削除

様式第17号及び様式第18号を次のように改める。

様式第17号 削除

様式第18号 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年3月1日から施行する。
(堺市財務規則の一部改正)
- 2 堺市財務規則（平成19年規則第56号）の一部を次のように改正する。
別表第2の10の項中「物品調達伺書」を「物品調達伺」に改める。

告 示

堺市告示第52号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、令和7年度の固定資産税に関する土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を固定資産税の納税者の縦覧に供するので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年2月28日

堺市長 永 藤 英 機

1 縦覧期間

令和7年4月1日から同年6月2日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。）

2 受付時間

午前9時から午後5時15分まで

3 縦覧場所

堺市北区百舌鳥赤畑町1丁3番地1
堺市三国ヶ丘庁舎内 市税事務所3階
固定資産税課

堺市堺区南瓦町3番1号
堺市役所本館8階
税務サービス課（堺区市税の窓口）

~~~~~

### 堺市告示第53号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年2月28日

堺市長 永 藤 英 機

#### 1 指定する形質変更時要届出区域

堺市中区毛穴町144番8、145番1、145番2、146番1及び147番1の各々の一部（次の図のとおり）

（「次の図」は、省略し、その図面を堺市ホームページ「土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定」の台帳に掲載する。）

#### 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

~~~~~

堺市告示第54号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和7年2月28日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2776402204
事業所名称	あいりすケアプランセンター
事業所所在地	堺市南区庭代台2丁目15番1号
指定の申請者	株式会社 I' l l b e
主たる事務所の所在地	大阪府大阪狭山市大野台7-16-9
代表者名	松田和則
指定年月日	令和6年12月1日
サービスの種類	居宅介護支援

介護保険事業所番号	2776503621
事業所名称	福くるケアプランセンター
事業所所在地	堺市北区北長尾町二丁目2番24-302号
指定の申請者	株式会社福くる
主たる事務所の所在地	大阪府堺市北区北長尾町二丁目2番24-302号
代表者名	白石修祥
指定年月日	令和6年12月1日
サービスの種類	居宅介護支援

~~~~~

## 堺市告示第55号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和7年2月28日

堺市長 永 藤 英 機

|            |                                |
|------------|--------------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776303709                     |
| 事業所名称      | もとまちホームケア                      |
| 事業所所在地     | 堺市西区浜寺元町四丁505番2号 グランディール浜寺 20D |
| 指定の申請者     | 有限会社ハセクラ                       |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市西区浜寺石津町東二丁3番21号           |
| 代表者名       | 長谷川洋平                          |
| 指定年月日      | 令和6年12月1日                      |
| サービスの種類    | 訪問介護                           |

|            |                       |
|------------|-----------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776004562            |
| 事業所名称      | 訪問介護シリウス 堺店           |
| 事業所所在地     | 堺市堺区香ヶ丘町1-3-5 中島ハイツ1階 |
| 指定の申請者     | 株式会社シリウス              |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市中区土師町五丁15番地9     |
| 代表者名       | 植田正樹                  |
| 指定年月日      | 令和6年12月1日             |
| サービスの種類    | 訪問介護                  |

|           |            |
|-----------|------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776004554 |
|-----------|------------|

|            |                             |
|------------|-----------------------------|
| 事業所名称      | N－r i d e 訪問介護ステーション        |
| 事業所所在地     | 堺市堺区戎之町東三丁2番30号 リスペースワン302号 |
| 指定の申請者     | 合同会社N－a r t                 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区戎之町東三丁2番30号          |
| 代表者名       | 吉田康嗣                        |
| 指定年月日      | 令和6年12月1日                   |
| サービスの種類    | 訪問介護                        |

|            |                     |
|------------|---------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776201788          |
| 事業所名称      | アムールライフ堺            |
| 事業所所在地     | 堺市東区白鷺町1丁9番16－1号    |
| 指定の申請者     | ピアネットサービス株式会社       |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市東区白鷺町一丁9番16－1号 |
| 代表者名       | 平松康佑                |
| 指定年月日      | 令和6年12月1日           |
| サービスの種類    | 訪問介護                |

|            |                                |
|------------|--------------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766390633                     |
| 事業所名称      | A I 訪問看護ステーション                 |
| 事業所所在地     | 堺市西区北条町一丁30番51号 ヒルサイドマンション102号 |
| 指定の申請者     | アイ株式会社                         |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市南区美木多上174番地2              |
| 代表者名       | 瀧口晃史                           |
| 指定年月日      | 令和6年12月1日                      |
| サービスの種類    | 訪問看護                           |

~~~~~

堺市告示第56号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

令和7年2月28日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2766390633
事業所名称	A I 訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市西区北条町一丁30番51号 ヒルサイドマンション102号
指定の申請者	アイ株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府堺市南区美木多上174番地2
代表者名	瀧口晃史
指定年月日	令和6年12月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

堺市告示第57号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者として指定したので、同法第115条の30第1号の規定により告示する。

令和7年2月28日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2776002848
-----------	------------

事業所名称	ケアプラン笑楽 堺
事業所所在地	堺市堺区住吉橋町二丁1番12号
指定の申請者	株式会社バイオネスト
主たる事務所の所在地	兵庫県神戸市中央区御幸通二丁目1番6号
代表者名	石野政道
指定年月日	令和6年12月1日
サービスの種類	介護予防支援

介護保険事業所番号	2770107197
事業所名称	美原荘居宅介護支援事業所
事業所所在地	堺市美原区平尾595番1
指定の申請者	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
主たる事務所の所在地	大阪府箕面市白島三丁目5番50号
代表者名	行松英明
指定年月日	令和6年12月1日
サービスの種類	介護予防支援

堺市告示第58号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和7年2月28日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
-----	------	------	--------	-------

株式会社エミテラス	居宅介護	ケアセンターエミテラス堺北	大阪府堺市美原区今井404番地5 ウエストリバーハイツ103号室	令和7年2月1日
株式会社エミテラス	重度訪問介護	ケアセンターエミテラス堺北	大阪府堺市美原区今井404番地5 ウエストリバーハイツ103号室	令和7年2月1日
株式会社ダイケア憩	居宅介護	I K O I 訪問介護ステーション 泉北深井Ⅱ	大阪府堺市中区土師町三丁32番13号	令和7年2月1日
株式会社ダイケア憩	重度訪問介護	I K O I 訪問介護ステーション 泉北深井Ⅱ	大阪府堺市中区土師町三丁32番13号	令和7年2月1日
株式会社ネクティス	居宅介護	居宅介護ステーション シェスタ石津	大阪府堺市西区浜寺石津町東三丁1番39号 石津文化102	令和7年2月1日
株式会社藤ウイングス	行動援護	サポートステーションウイングス	大阪府堺市東区白鷺町一丁23番2号	令和7年2月1日
株式会社えむ・すくえあ	就労継続支援（B型）	テン・テラス	大阪府堺市西区鳳東町七丁733 2階	令和7年2月1日

堺市告示第59号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和7年2月28日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
合同会社びーと	計画相談支援	びーとケアプランセンター	大阪府堺市北区百舌鳥西之町二丁588 高橋ハイツ301	令和7年2月1日

堺市告示第60号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和7年2月28日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
NPO法人こかげ	居宅介護	ケアサポートこかげ	大阪府堺市堺区向陵東町二丁2番16号 第2仁徳マンション 2号室	令和7年1月15日
NPO法人こかげ	重度訪問介護	ケアサポートこかげ	大阪府堺市堺区向陵東町二丁2番16号 第2仁徳マンション 2号室	令和7年1月15日
合同会社はなさく	就労継続支援（A型）	SPOTLAB堺	大阪府堺市北区金岡町523番地1	令和7年1月31日

堺市告示第61号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第51条

の25第4項の規定に基づき、次のとおり指定特定相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条の30第2項第2号の規定により告示する。

令和7年2月28日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
株式会社スマイル ケアサポート	計画相談支援	介護センタース マイル相談支援 事業所	大阪府堺市西区鳳中 町五丁153番地1	令和7年1月 31日
株式会社GR	計画相談支援	ジーアール介護 センター	大阪府堺市中区土師 町四丁25-9	令和7年1月 31日

堺市告示第62号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和7年2月28日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
NPO法人アップ ルフィールド	児童発達支援	新金岡りんご園	大阪府堺市北区新金 岡町二丁5-1-18 ーシャムス新金岡1 A	令和7年2月 1日
株式会社Buddy	児童発達支援	児童発達支援・ 放課後等デイス ービス Buddy 堺なかも ず	大阪府堺市北区長曾 根町3081番24	令和7年2月 1日

株式会社B u d d y	放課後等デイサービス	児童発達支援・放課後等デイサービス B u d d y 堺なかもず	大阪府堺市北区長曽根町3081番24	令和7年2月1日
---------------	------------	-----------------------------------	--------------------	----------

堺市告示第63号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者として指定したので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

令和7年2月28日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
合同会社びーと	障害児相談支援	びーとケアプランセンター	大阪府堺市北区百舌鳥西之町二丁588 高橋ハイツ301	令和7年2月1日

堺市告示第64号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和7年2月28日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
社会医療法人清恵会 清恵会三宝病院	堺市堺区松屋町1丁4番地の1	腎臓に関する医療	令和7年2月1日
堺京町・ヒロ・クリニック	堺市堺区京町通2-7	腎臓に関する医療	令和7年2月1日
医療法人紀陽会 北花田クリニック	堺市北区奥本町1-232	腎臓に関する医療	令和7年2月1日
社会医療法人清恵会 清恵会病院	堺市堺区南安井町1丁1番1号	腎臓に関する医療	令和7年2月1日
社会医療法人清恵会 清恵会向陵クリニック	堺市堺区向陵中町6丁4番10号	腎臓に関する医療	令和7年2月1日
大和屋薬局	堺市西区鳳東町4-364	薬局	令和7年2月1日
おおはま薬局	堺市堺区大浜南町2-2-16	薬局	令和7年2月1日
いしづ薬局	堺市西区浜寺石津町中1丁3番8	薬局	令和7年2月1日
キリン堂薬局 梅・美木多店	堺市南区桃山台2-3-4 ツインビル桃山パート1 1階	薬局	令和7年2月1日
エコ薬局	堺市西区津久野町1-8-17	薬局	令和7年2月1日
中和薬局	堺市堺区北半町東1-1	薬局	令和7年2月1日
いずみ薬局	堺市南区茶山台1-2-4 パンジョ西館2階	薬局	令和7年2月1日
アサップ薬局	堺市堺区南花田口町2-1-22	薬局	令和7年2月1日
ロータスふれあい薬局	堺市美原区北余部452-4	薬局	令和7年2月1日
青葉堂薬局	堺市北区金岡町1382-1	薬局	令和7年2月1日
三共薬局	堺市堺区鉄砲町12	薬局	令和7年2月1日
サンガ薬局	堺市東区北野田44-5 北野田第一ビル1F	薬局	令和7年2月1日
浅香山グリーン薬局	堺市堺区今池町4-5-28	薬局	令和7年2月1日

そうごう薬局 庭代台店	堺市南区庭代台3-1-8	薬局	令和7年2月1日
さくら薬局 堺東駅前店	堺市堺区南三国ヶ丘町1丁1-29 清水ビル1階	薬局	令和7年2月1日
キリン堂薬局 北花田店	堺市北区奥本町2丁10番	薬局	令和7年2月1日
中垣薬局	堺市西区上651-1	薬局	令和7年2月1日
こむぎ薬局	堺市北区長曾根町3069-4	薬局	令和7年2月1日
ドレミ薬局 JR堺市駅店	堺市堺区東雲西町1丁1-11 JR堺市駅NKビル1階	薬局	令和7年2月1日
太田薬局	堺市中区福田902-1	薬局	令和7年2月1日
おおた薬局	堺市西区鳳西町1-25	薬局	令和7年2月1日
せきぐち薬局	堺市北区北花田町3-17-3-101	薬局	令和7年2月1日
つなぐ薬局	堺市北区北花田町3-26-6	薬局	令和7年2月1日
トモエ薬局	堺市堺区一条通11-7 アーク1	薬局	令和7年2月1日
りんご薬局	堺市美原区北余部40-8	薬局	令和7年2月1日
てんじん薬局	堺市東区日置荘原寺町107-1 クオリティコート101号	薬局	令和7年2月1日
フロンティア薬局 さつき野店	堺市美原区さつき野東1丁目1-11	薬局	令和7年2月1日
ハート薬局	堺市中区深井沢町3290 深井プラザ内	薬局	令和7年2月1日
パートナー美原薬局	堺市美原区北余部133-1-3 F	薬局	令和7年2月1日
プラザ薬局 堺駅前店	堺市堺区戎島町2丁70番1号	薬局	令和7年2月1日
幸生堂薬局	堺市堺区浅香山町3-4-28 河喜ビル102号	薬局	令和7年2月1日
エフケー薬局	堺市南区鴨谷台2-1-3 光明池アクトビル2 F	薬局	令和7年2月1日

チェルシー薬局	堺市堺区市之町西三丁1-43	薬局	令和7年2月1日
---------	----------------	----	----------

~~~~~

## 堺市告示第65号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び同条第6項の規定に基づき、次のとおり特定工程及び特定工程後の工程を指定するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）第4条の11の規定により告示する。

なお、この告示は、令和7年4月1日から施行し、平成22年堺市告示第147号は、令和7年3月31日限り廃止する。

令和7年2月28日

堺市長 永 藤 英 機

### 1 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、その他の構造又はこれらの構造を併用する構造（以下「併用構造」という。）の建築物で、法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項若しくは第4項の規定による通知（新築、増築又は改築に係るものに限る。以下「申請等」という。）に係る部分（増築又は改築後の建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法による場合は、当該増築又は改築に係る独立部分とする。）が次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 住宅（兼用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿等を含む。）の用途に供する建築物で、床面積の合計が50平方メートルを超えるもの
- (2) (1)に掲げる建築物以外の建築物で、地階を除く階数が3以上のもの又は床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

### 2 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の各号の工事の区分に応じて、中間検査を行う建築物（2以上の建築物が該当する場合は、建築物ごと）の特定工程及び特定工程後の工程を指定する。ただし、建築物の各工事を2以上の工区に分割して施工する場合は、最も早期に施工する工区（当該工区が釜場など他の工区の規模に比べて著しく小さい場合を除く。）の工事を特定工程とす

る。

(1) 基礎工事

次の表のとおりとする。ただし、法第6条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物（木造の建築物のうち、高さが16m以下であって、階数が2以下かつ延べ面積が300平方メートル以下のものは除く。）に限る。

|   | 構造    | 特定工程    | 特定工程後の工程       |
|---|-------|---------|----------------|
| 1 | 全ての構造 | 基礎の配筋工事 | 基礎のコンクリート打込み工事 |

(2) 建方工事

次の表のとおりとする。

|   | 構造                     | 特定工程                                                              | 特定工程後の工程                                                    |
|---|------------------------|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 1 | 木造                     | 屋根の小屋組の工事及び構造耐力上主要な軸組の工事                                          | 壁の外装工事又は内装工事                                                |
|   | 枠組壁工法の場合               | 耐力壁の設置工事                                                          |                                                             |
| 2 | 鉄骨造                    | 2階の床版の取付け工事                                                       | 壁の外装工事又は内装工事                                                |
|   | 平家建ての場合                | 建方工事                                                              |                                                             |
| 3 | 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造 | 2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事（当該工事を現場で施工しない場合は、2階のはり及び床版の取付け工事）            | 2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事（当該工事を現場で施工しない場合は、2階の柱又は壁の取付け工事） |
|   | 平家建ての場合                | 屋根版の配筋工事                                                          | 屋根版のコンクリート打込み工事                                             |
| 4 | その他の構造                 | 屋根の工事                                                             | 壁の外装工事又は内装工事                                                |
| 5 | 併用構造                   | 1から4までの構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早期に施工する工事（主要構造部の一部を木造とした場合は、最も遅く施工する工事） | 左記の構造の区分に対応する特定工程後の工程の工事                                    |

※指定する特定工程での中間検査を実施できないやむを得ない理由があり、上記に準

ずる工事を特定工程とみなして検査する場合は、この限りでない。

### 3 適用

この告示は、令和7年4月1日以後に申請等がなされる建築物について適用し、同日前に申請等がなされた建築物については、なお従前の例による。

### 4 適用除外

この告示の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については適用しない。

- (1) 法第68条の10第1項の規定に基づき型式適合認定を受けた建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条の2の11第1号に掲げる建築物の部分（当該建築物の部分について、法第68条の11第1項の認証を受けた型式部材等の製造者により製造又は新築されるものに限る。）を使用した建築物
- (2) 法第85条の規定の適用を受ける建築物

## 堺市告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和7年2月28日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 道路区域変更調書のとおり
- 3 供用開始の区間 道路区域変更調書のとおり
- 4 敷地の幅員及びその延長 道路区域変更調書のとおり

道路区域変更調書

| 路 線 名   | 区 間<br>か ら<br>ま で | 旧<br>新 | 敷 地 の  |        | 備考    |
|---------|-------------------|--------|--------|--------|-------|
|         |                   |        | 幅員m    | 延長m    |       |
| 中深井泉田中線 | 中区平井 727 番 1 地先   | 旧      | 9. 50  | 18. 96 | 01025 |
|         |                   |        | 10. 00 |        |       |
|         | 中区平井 727 番 5 地先   | 新      | 11. 40 | 18. 96 |       |
|         |                   |        | 12. 21 |        |       |

## 公 告

堺市公告第173号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定に基づく建築協定の認可について申請があったので、同法第71条の規定により公告するとともに、次の建築協定に係る建築協定書を縦覧に供する。

令和7年2月28日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 建築協定の名称 ジュネス三原台地区建築協定
- 2 建築協定区域 堺市南区三原台2丁7-65他
- 3 縦覧場所 堺市役所高層館13階  
建築都市局開発調整部建築安全課
- 4 縦覧期間 令和7年2月28日から  
令和7年3月19日まで